# 監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024年4月1日~2025年3月31日

# 目次

- 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要
  - (1) 理事長メッセージ
  - (2) 事務所概要
- 2. 経営管理の状況等
  - (1) 品質管理基盤
  - (2)組織・ガバナンス基盤
  - (3)人的基盤
  - (4) IT 基盤
  - (5) 財務基盤
  - (6) 国際対応基盤
  - (7) 監査品質の指標(AQI)

(別紙)「監査法人のガバナンスコードの適用状況」

## 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

## (1) 理事長メッセージ

当法人は以下の基本理念を掲げています。

- 常に公正性と誠実性を保つこと
- 精神的独立性・経済的独立性を常に保持すること
- 高品質なサービスを提供すること

常に公正性と誠実性を保つこととは、公認会計士という職業専門家に要請される社会的使命を自覚し、常に公正性と誠実性を保って業務を遂行するということであります。

精神的独立性・経済的独立性を常に保持することとは、公平中立な第三者として事実を見、解釈し、意見表明を行うということであります。

高品質なサービスを提供することとは、スリムで瞬発力のある組織体質を維持しつ つ、高度なスキルと専門性、豊富な経験を基礎として、クライアント・ニーズに的確に 応えクライアントの発展に寄与するということであります。

当法人は、上記の基本理念に基づき、会長通牒や監査基準報告書などに則り、職業的懐疑心を十分に発揮して、高品質の監査の実施に取り組んでおります。

監査品質向上に向けた取組状況について、「2.経営管理の状況等」に記載しております。

監査法人アイ・ピー・オー 理事長 細川 正直

## (2) 事務所概要

(名称)

監査法人アイ・ピー・オー

## (沿革)

年	月	沿革
1996	9	監査法人アイ・ピー・オー(大阪事務所)設立
1997	5	東京事務所開設
1997	6	定款 2 項業務の追加
1997	11	京都事務所、神戸事務所開設
2003	9	大阪事務所移転
2004	7	定款 2 項業務の削除
2005	6	京都事務所廃止
2007	5	東京事務所廃止

2017	8	神戸事務所廃止
2023	9	大阪事務所移転
2024	6	定款 2 項業務の追加

## (事務所所在地)

大阪市北区梅田 1-3-1-400 大阪駅前第1ビル 4階 1-115号

## (専門要員)

社 員 7名 公認会計士 16名

## (監査対象会社数)

金融商品取引法·会社法監査1社会社法監査1社信用組合監査4組合労働組合法監査2組合

## 2. 経営管理の状況等

## (1) 品質管理基盤

## ① 品質管理の概要

最高経営責任者である理事長を品質管理のシステムに関する最終的な責任者と 定め、品質管理担当者を複数名配置し、品質管理活動計画を策定のうえ、品質管 理のシステムの整備及び運用を行っています。

また、業務の品質管理に主として従事する品質管理担当責任者を選任しており、必要な品質管理の業務内容は、品質管理業務に関する細則に定めております。

## ② 職業倫理及び独立性

## (職業倫理)

当法人は、公認会計士法や日本公認会計士協会が定める倫理規則等を当法人及び構成員が遵守することを合理的に確保するため、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を、監査の品質管理規程、インサイダー取引防止規程等において定めております。また、全構成員に対し毎年一定の時期に、インサイダー取引防止規程の遵守に関する誓約書の提出を義務付けています。

#### (独立性)

当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するための方針及び手続を監査の品質管理規程において定めております。また、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定の時期に日本公認会計士協会が公表する独立性チェックリストにより独立性に対する阻害要因の有無を調査しております。なお、独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対応する適切な措置を講じます。

#### (ローテーション)

当法人は、日本公認会計士協会の倫理規則や倫理規則実務ガイダンス第1号等 に準拠してローテーション計画を策定して管理しております。

大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、インターバルは筆頭監査責任者は5会計期間、審査担当者は3会計期間、監査責任者は2会計期間を必要としています。

## ③ 新規契約の締結・更新

監査契約の新規締結及び更新の判断に関する方針及び手続は「監査の品質管理規程」に定めており、関与先の業務の性質及び状況、財務状況、経営者の誠実性及び倫理的価値観に関する情報等、契約条件および業務リスク(不正リスクを含む)を検討するとともに、当法人の関与先に対する職業倫理、利益相反及び独立性等、また、当法人の監査資源の確保に関する事項を検討したうえで、監査契約の新規締結にあたっては社員会の承認を、更新にあたっては審査員の承認を、必要としています。

## ④ 不正リスクへの対応

不正リスク対応に係る方針及び手続は、「監査の品質管理規程」及び「不正リスク対応基準に準拠するための具体的な方針及び手続の細則」に定めており、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況や不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合の監査手続を実施するための具体的な方針及び手続を定めています。

また、不服と疑義の申立てについて、監査事務所の外部から寄せられる情報を受け付けるための窓口(監査ホットライン)を当法人のホームページ上に開設しています。

## ⑤ 専門的な見解の問合せ

専門的な見解の問合せに関する方針及び手続は、「監査の品質管理規程」及び「専門的な見解の問合せに関する細則」において、監査チームが専門的な見解の問合せを行うに当たっての問合せ先、専門的見解の問合せの実施が必要となる具体的な事案を含む専門的な見解の問合せの実施に関する方針及び手続、専門的な見解の問合せを実施する先の能力について定めており、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施することとしています。

## ⑥ 審査体制

審査に関する方針及び手続については、「監査の品質管理規程」及び「審査規程」 に定めています。

全ての監査業務について監査計画及びその修正並びに監査意見形成のための 監査業務に係る審査を、「適格性に関する基準」で定めた審査担当者の適格性基 準をクリアーした審査員によって行っています。審査担当者の適格性は、監査実務 経験、対象会社の属する産業に関する知識、独立性などを総合的に評価して判断 しております。

なお、監査上の判断の相違の生じるおそれのある事項を認識した場合等には、意 見審査に先立ち、事前審査を実施することとしています。

#### ⑦ モニタリング

当法人が定めた品質管理の方針及び手続に準拠して品質管理のシステムに関する日常的監視と監査業務の定期的な検証に関する方針と手続を定めています。

日常的監視には、新たに公表された基準及び適用される法令等と監査事務所が 定める品質管理の方針及び手続への反映の状況、独立性の遵守状況の確認、継 続的な職業的専門家としての能力開発、 監査契約の新規の締結及び更新の状況、 是正措置のフォローアップ等が含まれ、毎月実施しています。

定期的な検証とは、監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続に準拠して監査チームが監査業務を実施したことを確かめるために、完了した監査業務に対して 実施する手続をいいます。

定期的な検証は、監査責任者ごとに、少なくとも一定期間ごとに一つの完了した監査業務を対象として「定期的検証チェックリスト」に基づいて実施しています。なお、 定期的な検証は、その監査業務の実施と審査に関与していない社員が実施しています。

## (2) 組織・ガバナンス基盤

## ① 組織体制

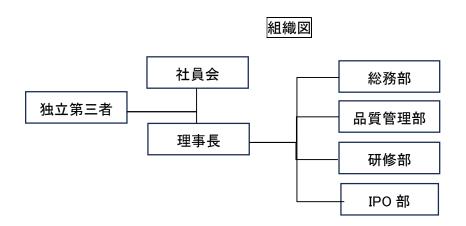
理事長は、当法人を代表し、社員会の議長となり、重要事項の決定を行うほか、 法令、定款、社員会の決定に基づき、当法人の業務を総括しております。また、監 査業務の品質を重視する風土を醸成し、当法人の品質管理のシステムに関する最 終的な責任を負います。

総務部は、当法人の経営資源の管理をしております。

品質管理部は、品質管理のシステムを整備し、運用するために十分かつ適切な経験及び能力を有する社員を品質管理担当責任者として社員会で選任し、その者を 長として当法人の品質管理のシステムを整備・運用及び向上に取り組んでおります。

研修部は、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供することに取り組んでおります。

IPO 部は、新規 IPO 業務等を主管しております。



## ② ガバナンス体制

当法人は、監査責任者全員が無限責任社員としてその相互監視及び相互牽制により業務運営の適性化を図る本来のパートナーシップ型の法人運営を基本としております。また、全員参画型の経営を目指しており、各社員がそれぞれ役割と責任を引き受けており、法人組織に総務部、品質管理部、研修部、IPO 部を設け、全社員が、これらの1つの部に属するようにしております。

そのため監査業務執行と経営・監視機能とは人的に分離せず、社員全員による合議制の意思決定に基づく運営を行っており、現状の人員組織規模においてはその 実効性確保は可能と判断しております。

合議制である社員会を定期的かつ機動的に開催し、そこで決定された経営方針 等を各種活動により実現しております。 個々の監査業務は、監査責任者である業務執行社員と補助者で監査チームを構成しております。当法人では、監査現場へは、業務執行社員も往査することを基本としており、被監査会社と積極的にコミュニケーションを図ることにより、被監査会社のビジネスを十分に理解した上で、監査リスクを把握・評価し、リスク対応手続を実施しており、また、補助者の監査業務の適切な指示及び監督を行っております。

当法人では、監査の品質を確保するため、品質管理部が監査業務の実施に係る 方針及び手続の整備やパートナーローテション案の作成等をしており、また、研修 部は、研修会の開催を行なう等、監査業務遂行の基盤を築いております。また、品 質管理部は、品質管理のシステムが適切に整備・運用されていることを、日常的に 監視し、評価を行っております。

#### ③ 非監査業務の提供の方針

当法人は監査証明業務が主たる業務であり、非監査業務については主に監査業務に関連するもの及び将来の監査業務に繋がるような業務に限定して受嘱する方針としております。

なお、定款の目的に定めている非監査業務は以下です。

- ・株式公開のための短期調査及び当該短期調査で示された課題の解決内容 についての意見提示
- ・コンフォートレターの作成
- ・会計監査の予備調査
- ・監査計画及び監査意見表明のための委託審査

## (3)人的基盤

## ① 人材採用方針

当法人は、基本理念に「常に公正性と誠実性を保つこと」を掲げており、職業的専門家として常に公正で誠実な態度を保持し、業務を遂行することができる人材の獲得を採用の基本方針としています。

また、基本理念に「高品質なサービスを提供すること」を掲げており、監査業務のみならず非監査業務にも豊富な経験を有し、ビジネスの動向やテクノロジーの進化を継続的に把握し、高品質なサービスの提供に必要な知識や技能を習得することができる人材の獲得も採用の基本方針としています。

#### ② 研修に関する方針

当法人は、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、社員及び専門職員に必要とされる適性や能力を維持し開発するために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機

会を提供することを基本方針として「研修の方針」を定めております。「研修の方針」においては、宿泊集合研修の開催や、日本公認会計士協会所定の「継続的専門能力開発制度(以下、「CPD」という。)」の履修単位について、年間の履修単位は40単位以上とし、会計及び監査の品質で合計20単位以上、金融機関の監査従事者は、金融機関に関する研修1単位以上とするなどについて規定しています。

宿泊集合研修は、全ての専門要員を対象に年1度開催しており、監査の品質管理、 職業倫理、不正事例などのプログラムを実施しています。

また、「履修すべき重要な研修内容」として、当年度の基準等の改訂(会計・監査・ 税務・法令等)、インサイダー取引規制や独立性、その他コンプライアンスや情報セ キュリティに関する研修などを全ての専門要員に通知しています。

#### ③ 兼業・副業について

M&A 支援や株式上場支援といった非監査業務や税務業務は、監査品質の向上につながるスキルや知識、専門性の獲得につながることが期待されるため、専門要員の兼業・副業については、法人業務に支障のない範囲において認めております。

なお、当法人との競業避止や監査関与先との利益相反、独立性については定期 的に確認を実施しております。

## (4) IT 基盤

#### 1 IT の利用

当法人は、クラウドサーバーを活用することにより、法人内や監査チーム内の円滑な情報共有やコミュニケーションを図っております。

## ② 情報セキュリティ

当法人では、「セキュリティ・ポリシー」と「情報セキュリティ対策基準」を定め、これらの遵守を全構成員に求めるとともに、品質管理部が中心となり情報セキュリティの遵守状況をモニタリングしています。

また、全ての専門要員に対し「情報セキュリティ対策基準」に準拠したノートパソコンを貸与し、情報流出防止ツールの導入や利用状況のモニタリング等により情報漏洩の防止に努めています。

# (5)財務基盤

#### ① 報酬依存度

特定の関与先に対する報酬依存度が高い場合は、独立性を脅かすリスクが生じますが、当法人は継続して特定の関与先に対する報酬依存度を十分に低い水準に保ってきており、当法人の事業継続としての懸念はないものと考えております。

# ② 賠償保険への加入

当法人は、財務の安定性を確保するために、公認会計士職業賠償責任保険に保証限度額 1 請求当たり 10 億円、保険期間中の保証限度額 20 億円、サイバーリスク保険に賠償保証額 1 億円の保険に加入しております。

## (6) 国際対応基盤

現在、当法人が関与する上場会社は1社であり、海外に子会社を有しておらず、又、海外取引も限定的です。当法人は、重要な海外取引や重要な海外子会社等を有する会社とは監査契約を締結しない方針であるため、海外ネットワークファームへの加盟は不要と考えております。

# (7) 監査品質の指標(AQI)

# ① 独立性に関する調査

独立性の規定の遵守に関する調査率 100% 違反件数 0件

# ② 専門的な見解の問合せ

当法人は、専門的な問合せ先として法人内に5先有しております。 専門的な問合せ件数 1件

# ③ 継続的専門能力開発制度(CPD)の達成率

	2024年3月期	2025年3月期
社員達成率	100%	100%
非常勤専門要員達成率	100%	100%

# ④ 宿泊集合研修出席率

	2024年3月期	2025年3月期
社員出席率	83%	86%
非常勤専門要員出席率	63%	69%

# ⑤ 報酬依存度実績

最も依存度が高い顧客に対する報酬依存度は 5.4%です。